



寒川町国土強靱化地域計画(案) 概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント (町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和4年1月4日(火) ~ 2月3日(木)まで

皆さまのご意見お待ちしております

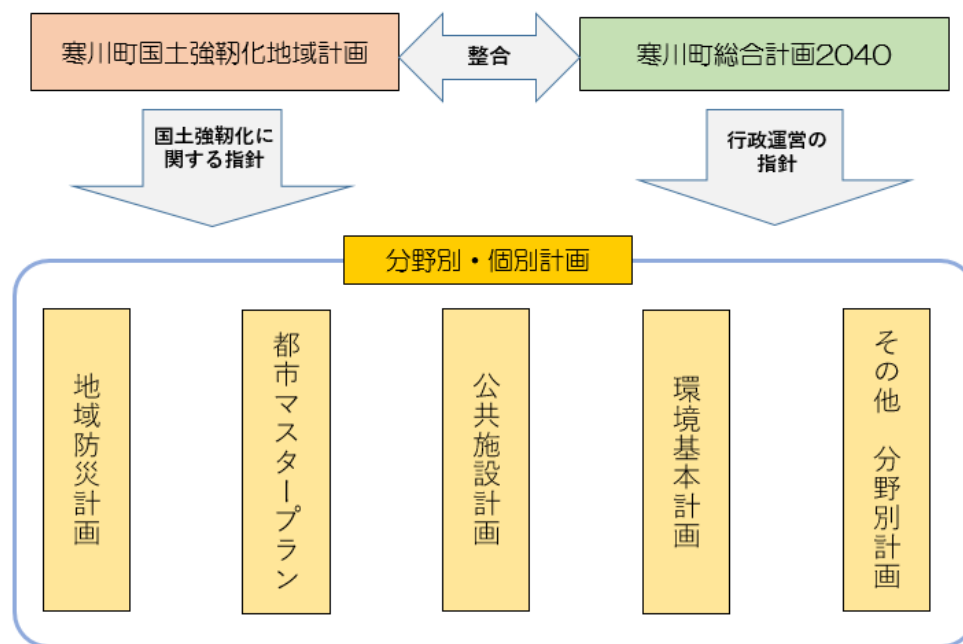
■計画の策定趣旨

国土強靱化とは、平成25年12月に制定された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に平常時から推進していくものです。

この「国土強靱化基本法」に基づき、寒川町におけるいかなる自然災害が発生しようとも地域社会が致命的な被害を受けることなく、人命を守ることを最優先に町民の安全・安心を確保するとともに、迅速な復旧復興ができるよう「強くしなやかな町」を確立することを目的し、「寒川町国土強靱化地域計画」を策定します。

■計画の位置づけ

本計画は国の基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を図り、町政運営の基本方針である「寒川町総合計画 2040」とも整合性を図りながら策定しています。



⇒計画全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。


★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくは web (最終ページ参照) より全体資料を御覧ください。

■強靱化計画の基本的な考え方

本計画の策定は、国が「国土強靱化基本計画」において実施した手法及び「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順で行いました。


① 地域の強靱化に関する基本目標の設定

国の基本計画を踏まえ、次の4つを基本目標としました。


- 
- 1 人命の保護が最大限図られる
 - 2 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 4 迅速な復旧復興

② 大規模自然災害に対して事前に備えるべき目標を設定

神奈川県や近隣市の計画、及び本町の地理的条件等を踏まえて8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。


- 
- 1 人命の保護が最大限図られる
 - 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それらがなされない場合の必要な対応を含む）
 - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 4 必要不可欠な情報通信機能は確保する
 - 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
 - 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
 - 7 制御不能な二次災害を発生させない
 - 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

③ リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定




目標達成を妨げる事態として、国・県の計画におけるリスクシナリオを参考に、町の地域特性を踏まえ、「21のリスクシナリオ」を設定しました。

④ 脆弱性評価の実施



最悪の事態回避に向けた施策の現状を分析・評価し、リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理しました。

⑤ 強靱化の推進方針を決定



脆弱性評価の結果に対し、強靱化に係る町の施策の推進方針を決めました。

事前に備えるべき目標		21 の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策の推進方針
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	町内での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策／建物の出火防止対策／計画的な土地利用／市街地の防災性向上／自然災害回避（アボイド情報）による危険回避／避難所の確保・整備／液状化対策／危険物等施設の安全対策／町民の防災意識の向上／外国人の安全確保対策／防災教育の充実／ハザードマップによる啓発／シェイクアウト訓練の実施／住民参加の防災訓練の実施／関係機関との連携による防災訓練の実施／消防団、自主防災組織の強化／要配慮者等への支援／学校等の防災体制の整備／文化財所有者・管理者の防災対策
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊等	民間大規模建築物の耐震化／防災拠点となる公共施設等の耐震化等／多数の者が利用する施設の安全確保／社会福祉施設の防災対策
		1-3)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	治水対策／河川改修／排水施設の整備／農業用施設等の整備
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	道路啓開・交通インフラの確保／水道施設の耐震化及び給水体制の確保／医薬品医療機器等の整備／広域応援体制の強化／飲料水、食料及び生活必需物資等の確保／道路・橋りょう等の整備
		2-2)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急体制の充実／消防の広域化／消防職員の育成
		2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	燃料の確保
		2-4)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	帰宅困難者対策の推進
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺	災害時医療救護体制の整備／道路啓開・交通規制体制の整備
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	防疫体制の整備／広域火葬体制の強化
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	警備活動訓練の実施
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	実践的な訓練の実施／災害対策本部の機能強化／業務継続体制の確保／復興対策マニュアルの整備
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	電線の地中化
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	町民等への情報発信体制の整備／災害情報の収集・伝達体制の整備／被災者支援に関する情報システムの構築
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	企業の防災体制の確立
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	非常時のガス供給体制の整備／発電設備の管理／自立・分散型エネルギーの導入促進
		6-2)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	汚水処理機能の確保／一般廃棄物処理機能の確保
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	応急危険度判定等の体制整備
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の処理体制の整備
		8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	避難所の運営体制の整備／応急仮設住宅の迅速・的確な提供／ペット対策／災害救援ボランティア活動の充実強化／被災者相談の実施体制の整備
		8-3)	電車等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の促進
		8-4)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地下水採取の規制

全体資料の閲覧方法

「寒川町国土強靱化地域計画」の資料全編は、寒川町のホームページから御覧いただけます。HP内で『 寒川町 国土強靱化 』と検索。

◆http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/chomin/chouminanzen/kikikanri/public_comment/14229.html

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・町民安全課 ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・北部文化福祉会館 ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館） ・寒川総合図書館

御意見の提出方法について

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。

①郵 送：下記宛先へ郵送してください。

②FAX：0467-74-9141

③メール：saitai@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メール二次元コードはこちら



④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函

受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
午前8時30分～17時15分まで。

(宛 先)

寒川町 町民部 町民安全課 災害対策担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿って御記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、御住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)

令和4年1月4日(火)～2月3日(木)

いただいた御意見について

お寄せいただいた御意見は、「寒川町国土強靱化地域計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんので御了承ください。

また、御意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町町民部 町民安全課
災害対策担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-9141

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ